

泉大津市参画及び協働の推進に関する条例【解説付】

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、泉大津市における市政への参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者（以下「市民等」という。）及び市がお互いの立場や役割を認識し、信頼関係のもと参画と協働を進めることにより、地域コミュニティが生まれ、市民が主役の活力ある豊かな地域社会をつくることを目的とする。

【解説】

第1条では、この条例の目的を定めています。

この条例の直接の目的は、市民との協働によるまちづくりを推進することであり、地域コミュニティが生まれ、市民が主役の活力ある豊かな地域社会をつくることが究極の目的となります。目的を達成するためには、市民と市がお互いの立場や役割を理解し、信頼関係を築くことが必要です。この条例では、それらを念頭に協働によるまちづくりを進めるうえでの基本的な約束事を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者をいう。
- (2) 市民公益活動団体 自治会、NPO、ボランティア団体その他市内において第4号に掲げる活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において営利を目的とする事業を営む法人又は個人をいう。
- (4) 市民公益活動 自主的・自発的に、人や社会に貢献し、様々なニーズや課題解決に取り組む活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

- エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 市民参画 市民等が、市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に参加することをいう。
- (6) 協働 市民等及び市が、それぞれの役割と責任を明確にした上で、相手の立場や特性を理解し合い、共通の課題の解決や目的の実現のために協力・協調して活動することをいう。

【解説】

第2条では、この条例の中で使われる言葉の定義を定めています。

- (1)の市民は、泉大津市に住んでいなくても、本市に通勤、通学する人も含めた者としています。市民の範囲を広げているのは、住民以外のこうした人たちが、実際に本市のまちづくり活動に取り組んでおり、協働のまちづくりを進めるうえで、欠かせない存在であると考えからです。
- (2)の市民公益活動団体は、NPO、ボランティア団体のほか、自治会やその他の団体で公益的な活動を行う団体も広く含まれていますが、個人の趣味的な活動のみの団体は含まないものとします。

NPO…Non-Profit Organizationの略で、営利を目的とせず、自発的に社会貢献活動を継続的に行っている民間の組織のことを言います。運営においては、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。NPOのなかには、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得している団体もあります。

- (3)の事業者は、市内において営利を目的とする事業を営む法人又は個人としています。
- (4)の市民公益活動は、自主的・自発的に、人や社会に貢献し、地域の様々なニーズや課題解決に取り組む活動を指しますが、宗教目的や政治目的、特定の公職の候補者を支持したり反対したりといったことを目的とする活動は除きます。
- (5)の参画は、市民、市民公益活動団体及び事業者が、市の政策の実施段階のみかかわるのではなく、立案、実施及び評価の過程に主体的に参加することを指しています。
- (6)の協働は、市民、市民公益活動団体、事業者と市が、共通の課題の解決や

目的の実現のために協力・協調して活動することを指しています。

(基本原則)

第3条 市民等と市は、次に掲げる原則に基づき、参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的及び経済的な状況、障がいの有無等の違いに配慮するとともに、市民の多様な個性を尊重すること。
- (2) 自由な意思に基づき、対等な関係であることを常に認識すること。
- (3) 互いの立場や特性を理解し、尊重することで、補完し合い、それぞれの役割を確実に果たすことができるように努めること。
- (4) 互いの関係や経過等を公開し、公平かつ透明性の確保に努めること。
- (5) 協働の目的は、市民全体の利益の増進であるということを互いに理解し、その認識を共有すること。

【解説】

第3条では、市民等（市民、市民公益活動団体及び事業者）と市が、参画と協働を進めるにあたって共有しなければならない基本的な考え方として5つの項目を定めています。

市民参画と協働を行うには、多様な当事者や多様な考え方をもった人たちが集まり、議論することが必要となりますが、この5つの基本原則を常に念頭に置いて進めていかなければなりません。

(1) 平等の原則

市民一人ひとりがおかれている社会的・経済的な状況に配慮し、個性を尊重しなければならないことを定め、参画と協働の機会が平等に確保されることを明らかにしています。

(2) 対等の原則

指揮・命令したり、されたりする関係ではなく、お互いが対等で協力しあう関係であることを定めています。

(3) 相互理解の原則

たとえ考え方や行動が違っていても、お互いの立場や特性を理解して、それぞれの強みを活かし、弱みを補うことが、協働であることを明らかにしています。

(4) 情報公開の原則

お互いに持っている情報を公開しなければ、参画と協働はできません。ここでは、情報不足や情報格差が生じないように、お互いの情報を積極的に公開し、公平で透明性を確保するよう定めています。

(5) 目的共有の原則

協働する目的は「市民の利益の増進である」ことを理解し、一部の市民や団体の利益にならないよう協働する意義をお互いに共有したうえで、行動しなければならないことを定めています。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本原則に基づき、地域の特性を生かした住みやすいまちづくりを進めるため、自らが主体であることを認識し、自主的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

【解説】

第4条では、市民の役割を定めています。

協働を進めるには、まちづくりの主体は、市民自身であるという認識をもたなければなりません。こうした意識のもと、地域の問題について関心を持ち、自らのできる範囲で、まちづくりへの参加に努めるよう定めています。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、基本原則に基づき、自らの持つ知識及び専門性を生かし、多様なまちづくりの主体との交流・連携を図りながら活動を推進するよう努めるものとする。

2 市民公益活動団体は、自らが行う活動の内容について広く情報発信するとともに、当該活動への市民等の理解及び参加促進を図るよう努めるものとする。

【解説】

第5条では、市民公益活動団体の役割を定めています。

市民公益活動団体は、まちづくりの原動力であり、地域社会を支える重要な活力として認識されています。各団体がそれぞれの分野における専門的な知識を有し、あるいはその地域における特性や課題等を把握していることから、自らが有する知識や経験を生かし、他のまちづくり主体と交流・連携を図りながら活動を推進することが求められます。

それらの活動を継続していくためには、団体自らが、その活動内容を広く発信し、市民の理解と参加促進を図ることが不可欠です。これにより市民公益活動の広がりが期待されます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本原則に基づき、地域社会の一員であることを認識し、自らの特性及び資源を生かし、自主的にまちづくりに貢献するよう努めるものとする。

【解説】

第6条では、事業者の役割を定めています。

事業者は、雇用の創出やサービスの提供などの経済活動を通じて、社会的使命を果たしていますが、最近では「企業の社会的責任（CSR）」という考えのもと、地域貢献活動も期待されています。人的にも物的にも様々な資源を有することから、その資源を生かすことで、まちづくりへの貢献が期待されます。

(市の役割)

第7条 市は、基本原則に基づき、参画及び協働のまちづくりを推進するため、市民等が活発に市民公益活動を行えるよう環境整備を図るとともに、参画及び協働の機会を創出するよう努めるものとする。

2 市は、積極的に市政における情報を提供するとともに、市民等から広く意見を求め、施策に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

第7条では、市の役割を定めています。

市は、市民等が活発に市民公益活動が行えるようハード、ソフト両面でのアクセシビリティに十分配慮した環境整備を行うとともに、参画及び協働の機会を提供すべきことを定めています。

参画と協働を進めるにあたって、市民等に対して十分な情報を提供し、市民等と市で情報を共有することが不可欠であるため、市政情報を積極的に提供・発信に努めることに加え、様々な手法を用いて、市民等からより多くの意見を求め、施策に反映させるよう努めることを定めています。

第2章 市民参画

(市民参画の対象)

第8条 市は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を行おうとするときは、市民参画の手続を実施しなければならない。

- (1) 市の基本構想（泉大津市総合計画条例（平成26年泉大津市条例第1号）第2条第2号の基本構想をいう。）その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市の基本的な制度若しくは方針を定め、又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民の利用に供される大規模な施設の設置にかかる基本計画の策定及び変更
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入及び改廃
- 2 前項の規定にかかわらず、市は、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画の対象としないことができる。
- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 市の内部の事務処理に関するもの
 - (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (4) 法令等により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、対象事項として適当と認められないもの
- 3 市は、第1項に掲げる対象事項以外のものであっても、市民参画の対象にすることができる。

【解説】

第8条では、市民参画の対象となる事項として、市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更など4つの事項を定めています。

- (1) 「基本構想」とは、市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための方向性を示したものです。「その他基本的な事項を定める計画」とは市政全般または各行政分野における基本的な事項を定めた計画のことで、名称は計画、指針、プランなど様々なものがあります。
- (2) 「市の基本的な制度若しくは方針」とは、市政全般または各行政分野における基本的な理念、制度を定めた条例のことで、例えば「環境基本条例」や「文化芸術振興条例」などがあります。「市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」とは、一般には、ある行為を禁止したり規制したりするもので「自転車等の放置防止に関する条例」や「ごみ等のポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の禁止に関する条例」などがこれにあたります。
- (3) 「広く市民の利用に供される大規模な施設の設置にかかる基本計画」とは市民会館、病院、図書館などの建設、公園、道路などの整備にかかる基本的な計画があげられます。

- (4) 「広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度」とは、多様な市民を対象とした制度で、前各号に掲げた事項と同程度重要で、市民生活に重大な影響を与えると市が認めるものが対象となります。

第2項第1号から4号では、例外規定が定められており、緊急を要するもの又は軽微なものなどについては、対象としないことができることを定めています。また、前1号から4号に掲げるもののほか、「対象事項として適当と認められないものは、参画の対象としないことができる」としています。これは高い専門性を必要とされる事項も数多くあり、参画の対象とすることが効果的でない場合があるためですが、市民等からより多くの意見を求め、施策に反映させ、公平かつ透明性を確保するためにも最小限に留めなければなりません。逆に1項に掲げる対象事項以外であっても市民参画の対象とすることができることも同時に定めています。

(市民参画の方法)

第9条 市民参画の方法は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の開催
- (2) パブリックコメント手続きの実施
- (3) 市民説明会の開催
- (4) ワークショップの開催
- (5) 市民アンケートの実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める方法

【解説】

第9条では、市民参画の方法として、審議会等の開催など6つの方法を定めています。

- (1) 審議会等は、地方自治法に定めのある附属機関及び市が、市政運営上、意見の聴取、懇談等を行うため、要綱等の定めるところにより設置した組織を指しています。
- (2) パブリックコメント手続は、市の施策に関する基本的な計画等の策定にあたり、市民等から計画等の案に対する意見又は情報の提出を受け、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表する手続を指しています。
- (3) 市民説明会は、市が政策案を説明し、参加した市民等から意見を求めることを目的とした集会を開催することを指します。

- (4) ワークショップは、特定のテーマや課題に対応するため、具体的課題の抽出及び解決等について、集団による共同作業や話し合いを通じて意見等の集約を図る手法を指しています。
- (5) 市民アンケートは、市が市民等に対して調査票を配布し、設問の回答結果を取りまとめ、市民意識を調査する手法のことを指します。
第1号から第5号に掲げるほか市民参画において適切な方法があると認める場合は、市はその方法を実施することができることを定めています。

(市民参画の実施)

- 第10条 市は、市民参画を実施するときは、前条に規定する方法のうちから、対象事項の性質を勘案して効果的と認める方法を適切な時期において実施するものとする。
- 2 市は、市民参画を実施するに当たり、より広く市民等の意見を求める必要があると認めるときは、複数の方法を併用するよう努めなければならない。
 - 3 市は、前項の規定により複数の方法を併用して市民参画を実施する場合は、パブリックコメント手続きを含めて実施しなければならない。
 - 4 パブリックコメント手続きに関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第10条では、市民参画を実施する際は、市は、第9条で定める方法のうち、適切な方法で、また、適切な時期に実施することを定めています。

市民参画の方法には、それぞれに特性があるため、参画の対象事項によっては、効果的な方法や適切な時期が異なります。このため、最も効果的な時期に効果的な方法を実施しなければなりません。更に、より広く意見を求める必要がある場合には、複数の方法を併用すること、その場合には、パブリックコメント手続きを含めて実施しなければならないことと定めています。

パブリックコメント手続きに関する必要な事項については、別に定めるとしており、現在、市では、「泉大津市パブリックコメント手続実施要綱」を定め、この要綱に基づき実施しています。

(審議会等)

- 第11条 市は、市民参画の実施に当たり審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び市が市民等に意見を求めるため設置した組織をいう。以下同じ。）の委員を選任するときは、審議会等の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、男女比率、年齢構成、他の審議会等の委員等との兼職状況等を考慮し、幅広

い分野から人材を登用するとともに、委員の公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

- 2 市は、審議会等を設置したときは、その名称、目的、委員名簿、委員の選出基準等を公表するものとする。
- 3 市は、審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議において泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）第6条又は第7条の規定に該当する情報に関し審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合
- 4 市は、会議を開催しようとするときは、事前に会議名、開催の日時、場所、傍聴等の手続について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。
- 5 市は、会議終了後、速やかに会議録を調整し、公表するものとする。ただし、泉大津市情報公開条例第6条又は第7条に規定する情報に該当するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると市又は当該審議会等が認めるときは、この限りでない。

【解説】

第11条では、市が審議会等の委員を選任する際の留意すべき点と会議及び会議録は公開が原則であることを定めています。

審議会等の委員を選任するときは、市民等の多様な意見が反映されるようバランスに配慮し、幅広い分野から人材を登用することが必要です。このため、構成される委員の男女の比率、年齢構成、一人が複数の審議会等の委員を兼職していないかどうかなどを考慮するとともに、参画の機会の公平性、透明性を確保するためにも、委員の公募を行うことを定めています。

審議会等で検討される事項は、市の施策の内容を左右する重要なプロセスであるため、審議会等の会議は原則として公開とし、また会議録についても公開とします。

ただし、例外として会議の内容により、個人情報保護の観点などから会議の全部または一部を公開しないこと、また、会議録についても同様の取り扱いができることを定めています。

泉大津市情報公開条例（抜粋）

（公開しないことができる情報）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。

(1) 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。)

(2) 公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの

(3) 市の機関が国等の機関と協力して行う事務又は市の機関が国等の機関から依頼、協議等を受けた事務に関する情報であって、公にすることが、当該協力して行う事務又は当該依頼、協議等の条件及び趣旨に反すると認められるもの

(4) 市の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(6) 公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

(7) 市の委員会及び委員、附属機関その他これらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る議案、会議資料、会議録等に関する情報で、公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な運営が損なわれると認められるため、規則、議事運営に関する規程又は議決により公開しない旨を定めているもの

(公開してはならない情報)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしてはならない。

(1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの

- (2) 法令又は条例の規定により、公にすることができない情報
(平12条例3・一部改正)

第3章 市民公益活動の促進及び市民等との協働

(市民公益活動の促進)

第12条 市は、市民等との協働を推進するために、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、市民公益活動に対して必要な支援に努め、その活動を促進するものとする。

【解説】

第12条では、市が市民等との協働を推進するために、市民公益活動を促進するための必要な支援を行うことを明らかにしています。この場合、市民公益活動の自主性と自立性を尊重すべきことを定めています。

(基本施策)

第13条 市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 協働に関する認識や知識等を深めるための学習機会の提供に関すること。
- (3) 市民公益活動推進のための拠点施設その他市民公益活動に必要な体制の整備、充実に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため必要があると市が認める事項

【解説】

第13条では、市民公益活動を促進するための基本施策として、情報収集及び提供、学習機会の提供、市民公益活動を推進するための拠点施設などの体制の整備、充実に努めることを定めています。

(1) 情報収集・提供

市民公益活動の活性化や団体同士の交流・連携を図るための情報提供を積極的に行うことが必要です。また、これから公益的な活動をしたいと考えている人々に対して、市民公益活動を始めるきっかけとなるような情報提供を積極的に行う必要があります。

(2) 学習機会の提供

これから公益的な活動をしたいと考えている人や、活動をするなかで必要な知識や技術を習得したいと考えている人に対して、学習機会の提供を行う必要があります。

(3) 拠点施設その他市民公益活動に必要な体制の整備・充実

情報提供・情報交換の場や交流の場、日頃の会議をする場所の提供など、活動の場の確保に努める必要があることから、支援施設に加え、市の公共施設や学校の空き教室などの有効活用を含め、活動拠点の確保を検討するなど、ハード・ソフト両面で体制の整備・充実を図る必要があります。

(まちづくりを担う人材の育成)

第14条 市民等と市は、協働によるまちづくりを担う人材の育成に努めるものとする。

2 市民等と市は、子どもたちをまちづくりの担い手として尊重し、自発的に地域貢献活動をしていく子どもたちの育成に努めるものとする。

【解説】

第14条では、まちづくりを担う人材の育成について定めています。

市民参画と協働を進めていくためには、市民等と市の双方が、まちづくりを担う人材の発掘や後継者の育成に努めなければなりません。一方で、将来を担う子どもたちの育成も同様に大切であるとの観点から、子どもの頃から地域貢献活動の意義を教えることや実際に体験する機会を提供するなど、地域へ貢献したいと思う気持ちが育まれるよう努めることを規定しています。

第4章 推進体制

(推進会議の設置)

第15条 市長は、参画と協働のまちづくりを推進するため、泉大津市参画と協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民公益活動団体の代表
- (3) 市民

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 推進会議は、次に掲げる事項を調査及び審議する。
- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) 参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参画と協働のまちづくりの推進に関すること。
- 7 推進会議は、前項の規定に基づき、調査及び審議した結果を踏まえ、市長へ提言することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第15条では、条例の目的に沿って適切に運用されているかをチェックする機能として推進会議を設置することを定めています。

推進会議は、学識経験者、市民公益活動団体、市民その他市長が必要と認めた者から構成され、その中で、この条例の改正又は廃止に関することや市政への参画状況、市民公益活動支援施設の運営状況など市民参画や協働の取組状況等について調査及び審議することを定めています。

また、これらについて調査及び審議をした結果、必要に応じて市長に対し、意見を述べることを規定しています。これによって条例の実効性を高め、参画と協働によるまちづくりの推進を図ることができます。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、市民参画の手続を実施することが困難なものについては、

第8条から第11条までの規定は適用しない。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略